

改正	平成 4 年 4 月 1 日	平成 5 年 4 月 1 日
	平成 6 年 4 月 1 日	平成10年 4 月 1 日
	平成13年 5 月29日	平成15年 4 月 1 日
	平成17年 4 月 1 日	平成22年 6 月16日

第 1 条 安倍能成記念教育基金奨学金（以下「奨学金」という。）は、安倍能成記念教育基金特別会計規程第 3 条第 3 号に定めるところにより、研究者の育成及び学生の学問・勉学の奨励を目的とする。

第 2 条 前条による奨学金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 大学院奨学金
- 二 専門職大学院奨学金
- 三 大学学部奨学金
- 四 女子大学大学院奨学金
- 五 女子大学学部奨学金

第 3 条 前条各号に定める奨学金の運用に関しては、別にこれを定める。

第 4 条 この規程に関する事務は、総務部総務課が担当する。

第 5 条 この規程の改正は、科長会議の議を経て、院長が行う。

附 則

- 1 この規程は昭和62年 6 月13日から施行する。
- 2 この規程施行にともない、従前の安倍能成記念教育基金奨学金支給規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 5 月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 6 月16日から施行する。